

会の許可を受けなければならぬ。祭礼等の年中行事に用いる刀剣類その他の刀剣類で所持するなどが一般の風俗慣習上やむを得ないと認められるものを所持しようと/orする者についても、また同様と/orする。

2 法人が前項に掲げる業務のため代表者又は代理人、使用人その他従業者に銃砲又は刀剣類を所持させようとする場合においては、総理府令で定める手続により、現に銃砲又は刀剣類を所持しようとする法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

(銃砲に参加する外国人に対する許可の特例)

2 都道府県公安委員会は、変装銃刀剣類については、許可をしてはならない。

六 人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

2 都道府県公安委員会は、変装銃刀剣類については、許可をしてはならない。

第五条 都道府県公安委員会は、前

第六条 本邦において開催される銃砲又は刀剣類を使用する国際競技に参加するため入出港する外国人は、総理府令で定める手続により、当該国際競技に用いる銃砲又は刀剣類の所持について、出入国港の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

(許可の基準)

2 許可の失効及び許可証の返納

第八条 第四条又は第六条の規定による許可は、次の各号の一に掲げた場合においては、その効力を失う。

一 許可を受けた者が死亡した場合

二 許可を受けた者が銃砲又は刀剣類を譲り渡し、その他自己の意思に基いて所持しないこととなつた場合

三 銃砲若しくは刀剣類を失しき、若しくは盗み取られ、又はものとする。

(許可証)

2 許可の規定による許可証の交付

四 第二十七条第一項の規定により銃砲若しくは刀剣類の提出を命ぜられ、又はこれらが没収されなければならない。

五 第三条第一項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又は取り消された日から起算して三年を経過していない者

2 許可の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載

執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していらないもの

六 人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

2 都道府県公安委員会は、変装銃刀剣類については、許可をしてはならない。

(国際競技に参加する外国人に対する許可の特例)

2 都道府県公安委員会は、変装銃刀剣類については、許可をしてはならない。

(銃砲に参加する外国人に対する許可の特例)

2 都道府県公安委員会は、変装銃刀剣類については、許可をしてはならない。

(許可の失効及び許可証の返納)

2 許可の失効及び許可証の返納

(許可の失効及び許可証の返納)

2 許可の失効及び許可証の返納

(許可の失効及び許可証の返納)

2 許可の失効及び許可証の返納

(許可の失効及び許可証の返納)

2 許可の失効及び許可証の返納

(許可の失効及び許可証の返納)

2 訸可の失効及び許可証の返納

(許可の失効及び許可証の返納)

事項に変更を生じた場合、当該許可証を亡失し、若しくは盗み取られた場合は、当該許可証とともにしなければならない。この場合においては、前条第二項第一号の規定は、適用しない。

合においては、すみやかに当該許可証を亡失し、若しくは盗み取られた場合は、当該許可証が滅失した場合又は当該許可証が滅失した場合においては、総理府令で定めた都道府県公安委員会に返納しなければならない。

一 許可が失効した場合

二 許可が取り消された場合

三 亡失し、又は盗み取られた許可証を回復した場合

四 許可を受けた者が死亡したことにより許可が失効した場合においては、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第八十七条の規定によつて死亡の届出をする義務がある場合においては、その効力を失う。

5 許可を受けた者が死亡したことにより許可が失効した場合

6 計算の規定による許可を受けた場合

7 計算の規定による許可を受けた場合

8 計算の規定による許可を受けた場合

9 計算の規定による許可を受けた場合

10 計算の規定による許可を受けた場合

11 計算の規定による許可を受けた場合

12 計算の規定による許可を受けた場合

13 計算の規定による許可を受けた場合

14 計算の規定による許可を受けた場合

15 計算の規定による許可を受けた場合

16 計算の規定による許可を受けた場合

17 計算の規定による許可を受けた場合

18 計算の規定による許可を受けた場合

19 計算の規定による許可を受けた場合

20 計算の規定による許可を受けた場合

21 計算の規定による許可を受けた場合

22 計算の規定による許可を受けた場合

23 計算の規定による許可を受けた場合

24 計算の規定による許可を受けた場合

25 計算の規定による許可を受けた場合

26 計算の規定による許可を受けた場合

27 計算の規定による許可を受けた場合

28 計算の規定による許可を受けた場合

29 計算の規定による許可を受けた場合

30 計算の規定による許可を受けた場合

31 計算の規定による許可を受けた場合

32 計算の規定による許可を受けた場合

33 計算の規定による許可を受けた場合

34 計算の規定による許可を受けた場合

35 計算の規定による許可を受けた場合

36 計算の規定による許可を受けた場合

37 計算の規定による許可を受けた場合

38 計算の規定による許可を受けた場合

39 計算の規定による許可を受けた場合

40 計算の規定による許可を受けた場合

41 計算の規定による許可を受けた場合

42 計算の規定による許可を受けた場合

43 計算の規定による許可を受けた場合

等販売事業者に譲り渡す場合においては、当該許可とともにしなければならない。この場合においては、前条第二項第一号の規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、武器等製造法の新銃等販売事業者又は捕鯨用標識銃等販売事業者が、譲渡人の譲渡承諾書を添えて、すみやかに事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に当該許可証を返納しなければならない。

3 計算の規定による許可を受けた者は、それぞれ第四条又は第六条に掲げる用途に供するかその他正當な理由がある場合を除いては、当該許可を受けた銃砲又は刀剣類を携帯し、又は運搬してはならない。

4 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号の一に該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

5 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号の一に該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

6 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号の一に該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

7 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号の一に該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

8 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号の一に該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

9 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号の一に該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

10 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号の一に該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

11 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号の一に該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

12 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号の一に該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

13 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号の一に該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

14 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号の一に該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

15 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号の一に該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

16 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号の一に該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

17 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号の一に該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

18 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号の一に該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

19 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号の一に該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

20 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号の一に該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

21 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号の一に該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

22 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号の一に該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

23 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号の一に該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

24 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号の一に該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

25 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号の一に該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

26 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号の一に該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

27 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号の一に該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

28 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号の一に該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

29 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号の一に該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

30 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号の一に該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

31 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号の一に該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

32 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号の一に該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

33 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号の一に該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

34 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号の一に該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

35 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号の一に該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

3 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、当該許可を受けた銃砲を携帯し、又は運搬する場合においては、前項各号の一に該当する場合を除き、安全装置をする等直ちに発射できないようにして、おおいかぶせ、又は容器に入れなければならない。

(許可の取消及び仮領置)

第十二条 都道府県公安委員会は、

許可を受けた銃砲又は刀剣類を所持する者が次の各号の一に該当する場合においては、その許可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこれに基く政令の規定又はこれらに基く处分に違反した場合

二 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

都道府県公安委員会は、前項各号の一に掲げる理由が発生した場合において、人の生命又は財産に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、第二十七条第一項の規定のある場合を除き、取消前において、又は取消後において、当該銃砲又は刀剣類を命じ、提出された銃砲又は刀剣類を仮領置することができる。

3 許可が取り消された場合においては、当該許可を受けていた者

は、前項の規定により銃砲又は刀剣類が仮領置されている場合を除き、適法に当該許可に係る銃砲又は

第三者に譲り渡し、又は自ら廃棄する等当該銃砲又は刀剣類をしくは所有者に返還し、又は自ら所持しないこととするための措置をとらなければならない。

4 許可が取り消され、かつ、第二項の規定により銃砲又は刀剣類が仮領置されている場合において、許可が取り消された者からの譲渡、贈与、返還等により新たに所持の許可を受けようとする者が総理府令で定める手続により返還の申請をしたときは、当該銃砲又は刀剣類をその者に返還することができる。

5 許可が取り消された日から起算して六月以内に前項の規定による返還の申請がない場合においては、都道府県公安委員会は、処分しようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前に、当該銃砲又は刀剣類を所持する者に通告し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

6 前項の場合においては、都道府県公安委員会は、処分しようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を指定して、当該銃砲又は刀剣類を所持する者に対し、当該銃砲若しくは刀剣類及び許可証を提示させ、質問し、又は当該銃砲若しくは刀剣類及び許可証を検査させることができる。

第三章 火なわ式銃砲又は刀剣類の登録

(登録)

第十四条 文化財保護委員会は、美術品若しくは骨とう品として価値ある火なわ式銃砲又は美術品と

は、総理府令で定める手続により、当該銃砲又は刀剣類を提出し

た者に交付するものとする。ただし、保管及び売却に要した費用を控除することができる。

7 許可が取り消されなかつた場合においては、都道府県公安委員会は、第二項の規定により仮領置し

た銃砲又は刀剣類をすみやかに当該銃砲又は刀剣類を所持していた者に返還しなければならない。

(聴聞)

第十二条 都道府県公安委員会は、

前項第一項の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該銃砲又は刀剣類を所

持する者又はその代理人の出頭を求めて、聰明及び証拠の提出の機会を与えるため、公開による聴聞を行わなければならない。

(検査)

第十三条 都道府県公安委員会は、

許可を受けた銃砲又は刀剣類の所持が適正に行われているかどうかを調査する必要があると認めるときは、警察官に、あらかじめ日時及び場所を指定して、当該銃砲又は

刀剣類を所持する者に對し、当該銃砲若しくは刀剣類及び許可証を提示させ、質問し、又は当該銃砲

若しくは刀剣類及び許可証を検査させることができる。

(登録)

第十五条 文化財保護委員会は、前

条第一項の登録をする場合においては、登録証を交付しなければならぬ。

2 登録を受けた銃砲又は刀剣類を所持する者は、登録証を亡失し、若しくは盗み取られ、又は登録証が滅失した場合においては、委員会規則で定める手続により、すみ

かわらず、聴聞を経ないで前項第一項の規定による処分をすることとする。

一項の規定による処分をすることができる。

2 銃砲又は刀剣類の所有者(所有者が明らかでない場合にあつては、現に所持する者。以下同じ)は、前項の登録を受けようとするものは、文化財保護委員会規則(以下「委員会規則」という。)で定める手続により、登録の申請をしなければならない。

3 第一項の登録は、登録審査委員会に基いてしなければならない。

4 都道府県公安委員会は、第一項の場合において、当該銃砲又は刀剣類を所持する者の所在が不明であるため第二項の通告をすることができる、かつ、同項の規定によると、該銃砲又は刀剣類を所持していた者に返還しなければならない。

(検査)

第十三条 都道府県公安委員会は、

受けた銃砲又は刀剣類の所有者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならない。

4 文化財保護委員会は、第一項の規定による登録をした場合においては、すみやかにその旨を登録を受ける銃砲又は刀剣類の所有者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならない。

(登録)

第十五条 文化財保護委員会は、前

条第一項の登録をする場合においては、登録審査委員の任命及び職務、同項の鑑定の基準及び手続その他登録に関する必要な細目は、委員会規則で定める。

5 第一項の登録の方法、第三項の登録審査委員の任命及び職務、同項の鑑定の基準及び手続その他登録に関する必要な細目は、委員会規則で定める。

(登録証)

第十五条 文化財保護委員会は、前

条第一項の登録をする場合においては、登録証を交付しなければならぬ。

2 登録を受けた銃砲又は刀剣類を所持する者は、登録証を亡失し、若しくは盗み取られ、又は登録証が滅失した場合においては、委員会規則で定める手続により、すみ

かわらず、聴聞を経ないで前項第一項の規定による処分をすることとする。

日から起算して六月（船舶の出港の遅延その他のやむを得ない事情により当該期間内に前項各号の一に掲げる措置をとることができない場合において、総理府令で定める手続により当該統砲又は刀剣類を保管する警察署長の承認を受けたときは、当該やむを得ない事情がなくなるまでの期間）以内に当該統砲又は刀剣類の返還を受けない場合においては、その所有権は、国に帰属する。

5 前各項に規定するもののほか、第一項の規定により仮領置した統砲又は刀剣類の取扱いに關し必要な細目は、総理府令で定める。（授受、運搬及び携帯の禁止又は制限）

第二十六条 災害、騒乱その他の地方の静穏を害するおそれのある事態に際し、第四条若しくは第六条の規定による許可又は第十四条の規定による登録を受けた統砲又は刀剣類の授受、運搬又は携帯の場合は、総理府令で定める。

2 都道府県公安委員会は、前項の規定により告示をした場合においては、都道府県公安委員会は、すみやかに仮領置した統砲又は刀剣類を返還しなければならない。

（提出を命じた統砲又は刀剣類の充知等）

第二十七条 統砲又は刀剣類で次の各号の一に該当するものについて、都道府県公安委員会は、前項の規定により告示をした場合においては、裁判により没収する場合を除くほか、都道府県公安委員会は、

ては、総理府令で定める手続により、同項の告示された地域内において所持する者の所持に係る同項に規定する統砲又は刀剣類の提出を命じ、提出された統砲又は刀剣類を仮領置することができる。

3 都道府県公安委員会が第一項の規定によりした告示について、その告示をした日から起算して七日以内に当該都道府県の議会の承認を得なければならぬ。ただし、議会が解散されている場合においては、その後最初に招集される議会においてすみやかにその承認を得なければならない。

4 前項の場合において、同項の規定による承認が得られなかつたときは、又は不承認の議決があつたときは、その告示は、将来に向つてその効力を失う。

5 第一項の規定により告示した期間が満了した場合又は告示が効力を失つた場合には、都道府県公安委員会は、すみやかに仮領置した統砲又は刀剣類を返還しなければならない。

（第三条第一項若しくは第十一条第一項の規定により許可を受けた者）

2 統砲の管理責任者は、総理府令で定める手続により、その管理する統砲の種別、名称、型及び番号を国家公安委員会に通知しなければならない。

（記録票の作成等）

3 第二十八条 第三条第一項第一号又は第二十八条 第三條第一項第一号又は第二号の規定により所持することができる統砲（火なわ式統砲を除く）を管理する責任を有する者は、当該各号に掲げる統砲若しくは刀剣類の所有者又は当該登録があつた後情を知つて所有者からこれを取得した者が所持する当該登録に係るもの

2 前項第一号及び第二号の規定は、当該各号に掲げる統砲又は刀剣類が、当該各号に掲げる者以外の者の所有に係り、かつ、その者が次の各号の一に該当する場合においては、適用しない。

（以下この条において「統砲の管理責任者」という。）は、総理府令で定める手続により、その管理する統砲に関する記録票を作成し、かつ、保存しなければならない。

（罰則）

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

1 第二十三条第一項の規定に違反した者

2 第二十九条 都道府県は、都道府県公安委員会が行う第七条の許可を国家公安委員会に通知しなければならない。

（手数料）

2 統砲の管理責任者は、総理府令で定める手続により、その管理する統砲の種別、名称、型及び番号を国家公安委員会に通知しなければならない。

（第三十二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。）

1 第十一条第一項若しくは第二項（第二十一条において準用する場合を含む。又は第二十二条の規定に違反した者）

2 第二十九条 都道府県は、都道府県公安委員会が行う第七条の許可を国家公安委員会に通知しなければならない。

（第五章 罰則）

第三十三条 この法律又はこれに基く政令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めることにより、方面公安委員会に行わせることができる。

（罰則）

第三十四条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

1 第二十三条第一項の規定に違反した者

2 第二十九条 都道府県は、都道府県公安委員会が行う第七条の許可を国家公安委員会に通知しなければならない。

（第三十二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。）

1 第十一条第一項若しくは第二項（第二十一条において準用する場合を含む。又は第二十二条の規定に違反した者）

り、同項の告示された地域内において所持する者の所持に係る同項に規定する統砲又は刀剣類の提出を命じ、提出された統砲又は刀剣類を仮領置することができる。

1 第三条第一項又は第十一条第一項（第二十一条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に違反した者が所持する当該違反に係るもの

が生じた後、その権を知らないで当該統砲又は刀剣類を取得し、たと認められる場合

条第一項の規定により都道府県の教育委員会が行う登録証の交付若しくは再交付について手数料を徴収することができる。この場合において、その額は、二百円をこえない範囲内において都道府県規則で定める。

（権限の委任）

第三十五条 この法律又はこれに基く政令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めることにより、方面公安委員会に行わせることができる。

遺失物法等の一部を改正する法律
案
右
国会に提出する。

昭和三十三年二月六日

内閣総理大臣 岸 信介

遺失物法等の一部を改正する法律
案
左
右
国会に提出する。

(遺失物法の一部改正)

第一条 遺失物法(明治三十二年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

第三条ノ二 前条第一項ノ規定ニ依り売却ニ付スルモ売却スルコト能ハザリシ物件又ハ売却スルコト能ハズト認メラルル物件ハ

警察署長ニ於テ之ヲ廢棄スルコトヲ得

第四条に次の二項を加える。

第五条ノ二 前条第一項ノ規定ニ依り売却ニ付スルモ売却スルコト能ハザリシ物件又ハ売却スルコト能ハズト認メラルル物件ハ

警察署長ニ於テ之ヲ廢棄スルコトヲ得

第六条ノ二 前条第一項ノ規定ニ依り売却ニ付スルモ売却スルコト能ハザリシ物件又ハ売却スルコト能ハズト認メラルル物件ハ

警察署長ニ於テ之ヲ廢棄スルコトヲ得

第七条中「権利ヲ抛弃シ」の下に
「第三条ノ費用弁償ノ」を加える。

第八条第三項中「禁シタル物件」

の下に「(行政庁ノ許可ノ他ニ
類スル处分ニ依リ所有所持スルコ

トヲ認メラルル物件ニシテ命令ヲ
以テ定ムルモノヲ除ク)」を加え
る。

第九条中「拾得ノ日」の下に「(次
エ、同条に次の後段を加える。

第十一条ノ二 前条第一項ノ規定ニ依リ船車建築物等ノ管守者ニ物件ノ交付ヲ為
サザル者亦同ジ

第十二条を次のように改める。
第十一条 船車建築物其ノ他ノ施設
ノ占有者ノ為之ヲ管守スル者其
ノ管守スル場所ニ於テ他人ノ物
件ヲ拾得シタルトキハ速ニ其ノ
物件ヲ占有者ニ差出スベシ此ノ
場合ニ於テハ占有者ヲ以テ拾得
者ト看做シ本法及民法第二百四
十条ノ規定ヲ適用ス

第十一条ノ二 前条ニ規定スル船車
建築物等ノ占有者ニシテ當該船
車建築物等ニ於ケル拾得物ヲ保
管スルニ適スト認メラルル命令
ヲ以テ指定スル法人前条第一項
ノ規定ニ依リ拾得者ト看做サル
場合又ハ同条第二項ノ規定ニ
依リ物件ノ差出ヲ受ケタル場合
ニ於テ物件ノ返還ヲ受クベキ者
ニ之ヲ返還スルコト能ハザルト
キハ命令ノ定ムル所ニ依リ警察
署長ニ届出ヲ為シタル後其ノ物
件ヲ保管スベシ但シ法令ノ規定
ニ依リ私ニ所有所持スルコトヲ
禁ジタル物件ハ之ヲ速ニ警察署
長ニ差出スベシ

第十一条ノ二 前条第一項又ハ第
二項ノ場合ニ於テ船車建築物
等ノ占有者第一項又ハ第
二項ニ規定スル法人命令ヲ以テ

十一条第一項ノ手続ヲ為スベ
シ
第二項ノ場合ニ於テ拾得者第七
条若ハ第八条第二項但書ノ規定
ニ依リ拾得物ニ閑スル権利ヲ抛
棄シ又ハ前条後段ノ規定ニ依リ
拾得物ニ閑スル権利ヲ失ヒタル
トキハ同項ノ占有者ハ第四条第
二項ノ規定ニ依ル拾得者ノ報勞
但シ占有者第七条又ハ第八条第
一項ノ例ニ依ルコトヲ得

第十一条の次に次の二項を加え
る。
第十一条ノ二 前条ニ規定スル船車
建築物等ノ占有者ニシテ當該船
車建築物等ニ於ケル拾得物ヲ保
管スルニ適スト認メラルル命令
ヲ以テ指定スル法人前条第一項
ノ規定ニ依リ拾得者ト看做サル
場合又ハ同条第二項ノ規定ニ
依リ物件ノ差出ヲ受ケタル場合
ニ於テ物件ノ返還ヲ受クベキ者
ニ之ヲ返還スルコト能ハザルト
キハ命令ノ定ムル所ニ依リ警察
署長ニ届出ヲ為シタル後其ノ物
件ヲ保管スベシ但シ法令ノ規定
ニ依リ私ニ所有所持スルコトヲ
禁ジタル物件ハ之ヲ速ニ警察署
長ニ差出スベシ

ル権利ヲ抛棄シタル物件ニ付テ
ハ前項本文ノ規定ニ拘ラズ之ヲ
警察署長ニ差出シ其ノ保管ノ責
ヲ免ルルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル届出ハ第九
条ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ第
一条第一項ノ手続ト看做ス

第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ受ケ
タル警察署長ハ第一条第二項ノ
例ニ依リ公告ヲ為スベシ
第一項ノ規定ニ依リ物件ヲ保管
スル法人ハ其ノ物件ノ返還ヲ受
クベキ者ニ之ヲ返還スベシ
第一項ノ規定ニ依リ物件ヲ保管
スル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依
リ第二条又ハ第二条ノ二ノ規定
ニ準ジ拾得物ヲ売却シ又ハ廢棄
スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ受ケ
タル警察署長ハ其ノ物件ノ保管
所(公ノ法人ニシテ命令ヲ以テ
リ)第二条又ハ第二条ノ二ノ規定
ニ準ジ拾得物ヲ売却シ又ハ廢棄
スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ受ケ
タル警察署長ハ其ノ保管場所
ニ於テ物件ノ返還ヲ受クベキ者
ニ之ヲ返還スルコト能ハザルト
キハ命令ノ定ムル所ニ依リ警察
署長ニ届出ヲ為シタル後其ノ物
件ヲ保管スベシ但シ法令ノ規定
ニ依リ私ニ所有所持スルコトヲ
禁ジタル物件ハ之ヲ速ニ警察署
長ニ差出スベシ

「(第十条ノ二ヲ除ク以下本条中同
ジ)」を加え、同項ただし書を次
のよう改める。

ハ警察署長ニ於テ公訴權消滅ノ
日マテ公告ヲ為サザルコトヲ
得

第一項第三項を次のように改
め。

第十三条中「第十条」の下に「及
第十四条中「六箇月」を「二箇月」
に改め、「警察署長」の下に「又ハ
第十五条ノ二第一項ノ規定ニ依リ物
件ヲ保管スル法人」を加える。

第十五条左ノ各号ニ掲グル物件
ニシテ交付ヲ受クル者ナキトキ
ハ其ノ所有權ハ夫ニ
所持スル者ニ依リ立入ラムトス
掲グル者ニ届出ス但シ第八条第
三項ニ掲グル物件ニ付テハ其ノ
所有權ハ夫ニ

第十五条ノ二第一項ノ規定ニ依リ物
件ヲ保管スル法人」を加える。

第十五条左ノ各号ニ掲グル物件
ニシテ交付ヲ受クル者ナキトキ
ハ其ノ所有權ハ夫ニ
所持スル者ニ依リ立入ラムトス
掲グル者ニ届出ス但シ第八条第
三項ニ掲グル物件ニ付テハ其ノ
所有權ハ夫ニ

第十二条第二項中「本法」の下に
「(第十条ノ二ヲ除ク以下本条中同
ジ)」を加え、同項ただし書を次
のよう改める。

ハ警察署長ニ於テ公訴權消滅ノ
日マテ公告ヲ為サザルコトヲ
得

第一項ノ規定ニ依ル届出ハ第九
条ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ第
一条第一項ノ手續ト看做ス

第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ受ケ
タル警察署長ハ第一条第二項ノ
例ニ依リ公告ヲ為スベシ
第一項ノ規定ニ依リ物件ヲ保管
スル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依
リ第二条又ハ第二条ノ二ノ規定
ニ準ジ拾得物ヲ売却シ又ハ廢棄
スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ受ケ
タル警察署長ハ其ノ保管場所
ニ於テ物件ノ返還ヲ受クベキ者
ニ之ヲ返還スルコト能ハザルト
キハ命令ノ定ムル所ニ依リ警察
署長ニ届出ヲ為シタル後其ノ物
件ヲ保管スベシ但シ法令ノ規定
ニ依リ私ニ所有所持スルコトヲ
禁ジタル物件ハ之ヲ速ニ警察署
長ニ差出スベシ

第一項ノ規定ニ依リ物件ヲ保管
スル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依
リ第二条又ハ第二条ノ二ノ規定
ニ準ジ拾得物ヲ売却シ又ハ廢棄
スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ受ケ
タル警察署長ハ其ノ保管場所
ニ於テ物件ノ返還ヲ受クベキ者
ニ之ヲ返還スルコト能ハザルト
キハ命令ノ定ムル所ニ依リ警察
署長ニ届出ヲ為シタル後其ノ物
件ヲ保管スベシ但シ法令ノ規定
ニ依リ私ニ所有所持スルコトヲ
禁ジタル物件ハ之ヲ速ニ警察署
長ニ差出スベシ

第一項ノ規定ニ依リ物件ヲ保管
スル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依
リ第二条又ハ第二条ノ二ノ規定
ニ準ジ拾得物ヲ売却シ又ハ廢棄
スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ受ケ
タル警察署長ハ其ノ保管場所
ニ於テ物件ノ返還ヲ受クベキ者
ニ之ヲ返還スルコト能ハザルト
キハ命令ノ定ムル所ニ依リ警察
署長ニ届出ヲ為シタル後其ノ物
件ヲ保管スベシ但シ法令ノ規定
ニ依リ私ニ所有所持スルコトヲ
禁ジタル物件ハ之ヲ速ニ警察署
長ニ差出スベシ

第一項ノ規定ニ依リ物件ヲ保管
スル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依
リ第二条又ハ第二条ノ二ノ規定
ニ準ジ拾得物ヲ売却シ又ハ廢棄
スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ受ケ
タル警察署長ハ其ノ保管場所
ニ於テ物件ノ返還ヲ受クベキ者
ニ之ヲ返還スルコト能ハザルト
キハ命令ノ定ムル所ニ依リ警察
署長ニ届出ヲ為シタル後其ノ物
件ヲ保管スベシ但シ法令ノ規定
ニ依リ私ニ所有所持スルコトヲ
禁ジタル物件ハ之ヲ速ニ警察署
長ニ差出スベシ

第一項ノ規定ニ依リ物件ヲ保管
スル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依
リ第二条又ハ第二条ノ二ノ規定
ニ準ジ拾得物ヲ売却シ又ハ廢棄
スルコトヲ得

「(第十条ノ二ヲ除ク以下本条中同
ジ)」を加え、同項ただし書を次
のよう改める。

ハ警察署長ニ於テ公訴權消滅ノ
日マテ公告ヲ為サザルコトヲ
得

第一項ノ規定ニ依ル届出ハ第九
条ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ第
一条第一項ノ手續ト看做ス

第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ受ケ
タル警察署長ハ第一条第二項ノ
例ニ依リ公告ヲ為スベシ
第一項ノ規定ニ依リ物件ヲ保管
スル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依
リ第二条又ハ第二条ノ二ノ規定
ニ準ジ拾得物ヲ売却シ又ハ廢棄
スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ受ケ
タル警察署長ハ其ノ保管場所
ニ於テ物件ノ返還ヲ受クベキ者
ニ之ヲ返還スルコト能ハザルト
キハ命令ノ定ムル所ニ依リ警察
署長ニ届出ヲ為シタル後其ノ物
件ヲ保管スベシ但シ法令ノ規定
ニ依リ私ニ所有所持スルコトヲ
禁ジタル物件ハ之ヲ速ニ警察署
長ニ差出スベシ

第一項ノ規定ニ依リ物件ヲ保管
スル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依
リ第二条又ハ第二条ノ二ノ規定
ニ準ジ拾得物ヲ売却シ又ハ廢棄
スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ受ケ
タル警察署長ハ其ノ保管場所
ニ於テ物件ノ返還ヲ受クベキ者
ニ之ヲ返還スルコト能ハザルト
キハ命令ノ定ムル所ニ依リ警察
署長ニ届出ヲ為シタル後其ノ物
件ヲ保管スベシ但シ法令ノ規定
ニ依リ私ニ所有所持スルコトヲ
禁ジタル物件ハ之ヲ速ニ警察署
長ニ差出スベシ

第一項ノ規定ニ依リ物件ヲ保管
スル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依
リ第二条又ハ第二条ノ二ノ規定
ニ準ジ拾得物ヲ売却シ又ハ廢棄
スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ受ケ
タル警察署長ハ其ノ保管場所
ニ於テ物件ノ返還ヲ受クベキ者
ニ之ヲ返還スルコト能ハザルト
キハ命令ノ定ムル所ニ依リ警察
署長ニ届出ヲ為シタル後其ノ物
件ヲ保管スベシ但シ法令ノ規定
ニ依リ私ニ所有所持スルコトヲ
禁ジタル物件ハ之ヲ速ニ警察署
長ニ差出スベシ

第一項ノ規定ニ依リ物件ヲ保管
スル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依
リ第二条又ハ第二条ノ二ノ規定
ニ準ジ拾得物ヲ売却シ又ハ廢棄
スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ物件ヲ保管
スル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依
リ第二条又ハ第二条ノ二ノ規定
ニ準ジ拾得物ヲ売却シ又ハ廢棄
スルコトヲ得

「(第十条ノ二ヲ除ク以下本条中同
ジ)」を加え、同項ただし書を次
のよう改める。

ハ警察署長ニ於テ公訴權消滅ノ
日マテ公告ヲ為サザルコトヲ
得

第一項ノ規定ニ依ル届出ハ第九
条ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ第
一条第一項ノ手續ト看做ス

第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ受ケ
タル警察署長ハ第一条第二項ノ
例ニ依リ公告ヲ為スベシ
第一項ノ規定ニ依リ物件ヲ保管
スル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依
リ第二条又ハ第二条ノ二ノ規定
ニ準ジ拾得物ヲ売却シ又ハ廢棄
スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ受ケ
タル警察署長ハ其ノ保管場所
ニ於テ物件ノ返還ヲ受クベキ者
ニ之ヲ返還スルコト能ハザルト
キハ命令ノ定ムル所ニ依リ警察
署長ニ届出ヲ為シタル後其ノ物
件ヲ保管スベシ但シ法令ノ規定
ニ依リ私ニ所有所持スルコトヲ
禁ジタル物件ハ之ヲ速ニ警察署
長ニ差出スベシ

第一項ノ規定ニ依リ物件ヲ保管
スル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依
リ第二条又ハ第二条ノ二ノ規定
ニ準ジ拾得物ヲ売却シ又ハ廢棄
スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ受ケ
タル警察署長ハ其ノ保管場所
ニ於テ物件ノ返還ヲ受クベキ者
ニ之ヲ返還スルコト能ハザルト
キハ命令ノ定ムル所ニ依リ警察
署長ニ届出ヲ為シタル後其ノ物
件ヲ保管スベシ但シ法令ノ規定
ニ依リ私ニ所有所持スルコトヲ
禁ジタル物件ハ之ヲ速ニ警察署
長ニ差出スベシ

第一項ノ規定ニ依リ物件ヲ保管
スル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依
リ第二条又ハ第二条ノ二ノ規定
ニ準ジ拾得物ヲ売却シ又ハ廢棄
スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ受ケ
タル警察署長ハ其ノ保管場所
ニ於テ物件ノ返還ヲ受クベキ者
ニ之ヲ返還スルコト能ハザルト
キハ命令ノ定ムル所ニ依リ警察
署長ニ届出ヲ為シタル後其ノ物
件ヲ保管スベシ但シ法令ノ規定
ニ依リ私ニ所有所持スルコトヲ
禁ジタル物件ハ之ヲ速ニ警察署
長ニ差出スベシ

第一項ノ規定ニ依リ物件ヲ保管
スル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依
リ第二条又ハ第二条ノ二ノ規定
ニ準ジ拾得物ヲ売却シ又ハ廢棄
スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ物件ヲ保管
スル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依
リ第二条又ハ第二条ノ二ノ規定
ニ準ジ拾得物ヲ売却シ又ハ廢棄
スルコトヲ得

次に、銃砲刀剣類等所持取締法案について申し上げます。

銃砲刀剣類による危害を防止するためには、現在、銃砲刀剣類等所持取締令があるのとあります。この現行法の規制の實際に乗じて銃砲刀剣類が乱用されるおそれのある社会の現状にかんがみ、また、一面においては、近く本邦において開催される国際競技に対処する必要もありますので、この規制の不備を補うとともに、現行規定に改正を加えるため、現行の銃砲刀剣類等所持取締令を廢止し、その内容とするところに右の趣旨に基づき改正を加えて銃砲刀剣類等所持取締法を制定しようとするのが、本案の趣旨であります。

従つて、この法律案の内容とするところを、現行規定を改めた点を中心として申し上げますと、次のとくであります。

第一、許可または登録を受けた銃砲または刀剣類は、狩獵、漁業、建設業の用途に供するか、その他正当な理由がある場合を除いては、これを携帯しまだ運搬してはならないこととし、いわゆる暴力団等による銃砲刀剣類の悪用を防止することとしたこと。第二、現行法では、国際競技の拳銃競技日には、外国人が適法にこれを所持して参加することができないので、国際競技に参加する外国人が、都道府県公安局の許可を受けることによって、そ

の拳銃の所持を合法化すること、な

お、祭礼等の年中行事に用いる刀剣類その他の刀剣類を所持することが一

般の風俗、慣習上やむを得ないと認められるもの、及び、特殊の試験または研究の用途に供するため必要な銃砲または刀剣類についても、都道府県公安局

委員会の許可を受けることによって所持ができるととしたこと。第三、所持を禁止している銃砲または刀剣類を所持して本邦に上陸しようとする者の当該銃砲または刀剣類の取扱いについて、必要な場合に仮領置することが

できるとすることとする。第四、捕鯨用標識等の該製造業者及びその使用者並びに文化財保護委員会の承認を受けて

刀剣類の製作をする者、捕鯨用標識等のための刀剣類の製作を業とする者等の使用者が、業務

のために銃砲または刀剣類を所持する場合は、武器製造事業者等の使用者の場合は、武器製造事業者等の使用者の業務のため所持を認めることとする等、関係規定の整備をはかるとともに、関係条文を総則以下五章に類別して必要な整理を行なつたこ

とととに、関係規定を総則以下五章に類別して必要な整理を行なつたこ

とととに、関係規定を総則以下五章に類別して必要な整理を行なつたこ

とととに、関係規定を総則以下五章に類別して必要な整理を行なつたこ

とととに、関係規定を総則以下五章に類別して必要な整理を行なつたこ

とととに、関係規定を総則以下五章に類別して必要な整理を行なつたこ

とととに、関係規定を総則以下五章に類別して必要な整理を行なつたこ

とととに、関係規定を総則以下五章に類別して必要な整理を行なつたこ

とととに、関係規定を総則以下五章に類別して必要な整理を行なつたこ

とととに、関係規定を総則以下五章に類別して必要な整理を行なつたこ

を重ねましたが、二月十九日、参議院より、政府案に対し銃砲所持を許可されるものの中に運動競技用信号銃を

加える旨の修正を加えて送付があり、同日本委員会に付託されました。これ

らの詳細については、すべて会議録に譲ります。

二月二十八日、本案に対する質疑を終了、三月四日討論を省略して採決に付し、全会一致、本案は参議院送付案通り可決すべきものと決しました。

なお、その際、自由民主党及び日本社会党共同提案による付帯決議を付した。

結果、これまで全会一致可決されまし

た。

付帯決議は次の通りであります。

付帯決議

本法の施行に当り、政府は次の点に留意して公共の安全確保のため遺憾なきを期すべきである。

一、本法の適正な運用により、銃砲刀剣類等による危害の予防に万全を期するとともに、火薬・爆薬・高圧ガス等が保安上至大の関係を有することに鑑み、これら燃発物類等の取締についても警察機関は

去の実績に鑑み、特に慎重を期すこと。

右決議する。

最後に、遺失物法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、遺失物法、水難救助法及び民法のそれぞれの一部に改正を

加える、三カ条よりなるものであります。その主要な点は、遺失物の処理

方法及び民法のそれぞれの一部に改正を

加える、三カ条よりなるものであります。その主要な点は、遺失物の処理

方法及び民法のそれぞれの一部に改正を

加える、三カ条よりなるものであります。その主要な点は、遺失物の処理

方法及び民法のそれぞれの一部に改正を

加える、三カ条よりなるものであります。その主要な点は、遺失物の処理

方法及び民法のそれぞれの一部に改正を

加える、三カ条よりなるものであります。その主要な点は、遺失物の処理

方法及び民法のそれぞれの一部に改正を

加える、三カ条よりなるものであります。その主要な点は、遺失物の処理

方法及び民法のそれぞれの一部に改正を

場合は拾得者が所有権を取得することとし、現行法の「一年内」を「六ヶ月

内」と改めたことであります。な

お、かかる趣旨に基き、拾得者が所有権

を取得してから引き取ることのできる期間を二ヵ月内と改めるとともに、犯

罪者の置き去ったと認められる物件に

ついても同趣旨の改正を行い、また、

水難救助法の規定により、市町村長の保管する漂流物等についても、所有者

は、公告または告知後六ヵ月以内に限り、市町村長から引き渡しを受けるこ

とができます。

改正の第二点は、管守者のある船車、建築物等において他人の物件を拾得した者は、現行法上、拾得者としての

権利が認められず、その船車、建築物等の占有者が拾得者としての権利を取得することになつておりますが、これ

を改めて、かかる場合は、現実の拾得者に拾得者としての権利を付与し、船車、建築物等の占有者が拾得物に關する権利を取得するのには、現実の拾得者

がその権利を放棄した場合と、その

者が二十四時間内に当該船車、建築物等の管守者に拾得物を交付しない場合とに限ることとしたことであつま

す。

第三点は、船車、建築物等の占有者であつて、拾得物の保管能力があると認められる特定の法人は、当該船車、建築物等において物件を拾得した者から

物件の交付を受けた場合及び当該船

きは、聴聞を行わないで、前条第一項又は第二項の処分をすることができる。

(政令への委任)

第十一条 この章に規定するもののほか、免許の申請、衛生検査技師名簿の登録、訂正及びまつ消並びに衛生検査技師免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出に関する必要な事項は、政令で定める。

(試験の目的)

第十二条 試験は、衛生検査技師として必要な知識及び技能について行う。

(試験の実施)

第十三条 試験は、厚生大臣が毎年少くとも一回行う。

(試験委員)

第十四条 試験の実施に関して必要な事務をつかさどらせるため、厚生省に衛生検査技師試験委員(以下「試験委員」という。)を置く。

2 試験委員は、衛生検査に関する学識経験のある者たちから、厚生大臣が任命する。

3 前二項に定めるもののほか、試験委員に関する必要な事項は、政令で定める。

(試験委員等の不正行為の禁止)

第十五条 試験委員その他の試験に関する事務をつかさどる者は、その

とを許さないことができる。

(試験の実施)

第十六条 試験に關して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者について、その受

験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者につい

て、期間を定めて試験を受けるこ

とを許さないことができる。

(試験の実施)

第十七条 この章に規定するもののはか、試験科目、受験手続、受験手数料その他試験に関する必要な事項及び第十五条第一号の学校又

は衛生検査技師養成所の指定に関する必要な事項は、省令で定め

る。

(試験の実施)

第十八条 試験は、厚生検査技師として必要な知識及び技能について行う。

(試験の実施)

第十九条 試験は、厚生大臣が毎年少くとも一回行う。

(試験の実施)

第二十条 試験は、厚生大臣が前号に掲げる者と同等以上

外国で衛生検査技師の免許に相

当する免許を受けた者で、厚生

大臣が前号に掲げる者と同等以

上に知識及び技能を有すると認

めたもの。

(不正行為の禁止)

第二十一条 試験に關して不正の行為があつた者は、一万円以下の罰金に処する。

(試験の実施)

第二十二条 試験は、第十二条の規定により大学入学することができ

る者とみなす。

2 試験は、第十二条の規定にかかる

ことについて知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。衛生検査技師でなくなつた後においても、同様とする。

(名称の使用禁止)

第二十三条 衛生検査技師でない者は、衛生検査技師という名称を使用してはならない。

(第五章 執則)

第二十四条 第二十二条の規定による

ことによると認められる者は、第十五条第一号の規定の適用については、学

校教育法第五十六条第一項の規定

により大学入学することができ

る者とみなす。

3 試験は、第十二条の規定にかかる

ことについて、その受験を停止することができる。

(試験の実施)

第二十五条 第二十二条の規定による

ことによると認められる者は、第十五条第一号の規定の適用については、学

校教育法第五十六条第一項の規定

により大学入学することができ

る者とみなす。

4 試験は、第十二条の規定にかかる

ことについて、その受験を停止することができる。

(名称の使用の経過規定)

第二十六条 第二十二条の規定による

ことによると認められる者は、第十五条第一号の規定の適用については、学

校教育法第五十六条第一項の規定

により大学入学することができ

る者とみなす。

5 この法律の施行の際、現に衛生

検査技師といふ名称を用いている

者については、第二十条の規定

は、この法律の施行後六箇月間

は、適用しない。

(厚生省設置法の一部改正)

第二十七条 第二十九号の次に次の一

号を加える。

二十九の二 衛生検査技師養成所の試

験及び衛生検査技師養成所の指

定を行うこと。

第六条 第二十九号の次に次の二号を

加える。

二十九の二 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の三 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の四 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の五 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の六 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の七 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の八 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の九 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の十 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の十一 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の十二 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の十三 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の十四 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の十五 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の十六 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の十七 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の十八 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の十九 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の二十 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の二十一 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の二十二 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の二十三 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の二十四 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の二十五 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の二十六 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の二十七 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の二十八 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の二十九 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の三十 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の三十一 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の三十二 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の三十三 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の三十四 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の三十五 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の三十六 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の三十七 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の三十八 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の三十九 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の四十 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の四十一 衛生検査技師の身分及

び業務について、指導監督を

つかわらず、試験を受けることが

できる。

二十九の四十二 衛生検査技師の身分及

によりその資質を向上させ、もつて公衆衛生の向上に寄与する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告者は会議録追録に賛成〕

児童福祉法の一部を改正する法律

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月十五日

内閣総理大臣 岸 信介

児童福祉法の一部を改正する法律

児童福祉法（昭和二十一年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二号中「又は社会学を専修する科目」を「若しくは社会学を専修する科目又はこれらに相当する課程」に改める。

第十六条の二第二号中「科目」を「学科又はこれに相当する課程」に改める。

第十九条第一項中「都道府県知事」の下に「（保健所を設置する市にあつては、市長とする。以下この条において同じ。）」を加える。

第二十一条第一項中「保健所法第一条の規定に基く政令で定める市」を「保健所を設置する市」に改め、同条第二項中「前項の妊娠の届出があつるものとする。

たときは、これを市町村長（保健所を設置する市の市長を除く）は、前項の妊娠の届出を受理したときは、これを改め、「保健所法第一条の規定に基く政令で定める市」の市長は、都道府県知事に、その他の市町村長は、これを削除する。

第二十二条第一項中「都道府県知事」の下に「又は保健所を設置する市の市長」を加える。

第二十二条の十中「第二十二条の八第一項」を「第二十二条の十三第一項」に改め、同条を第二十二条の十五とし、第二十二条の九を第二十二条の十四とし、第二十二条の八を第二十二条の十三とし、第二十二条の四から第二十二条の七までを削り、（以下「指定医療機関」という。）を

「病院若しくは診療所又は薬局（以下「指定育成医療機関」といいう。）に改め、同条第五項を次のように改め、

（以下「指定医療機関」という。）を

「病院若しくは診療所又は薬局（以下「指定育成医療機関」といいう。）に改め、同条第五項を次のように改め、

（以下「指定医療機関」といいう。）を

第二十二条の三 保健所長は、その管轄する区域内に現在地を有する未熟児（身体の発育が未熟のまま出生した乳児であつて、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいふ。以下同じ。）について、養育上必要があると認めるとときは、医師、保健婦、助産婦又はその他の職員をして、その未熟児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。

第二十二条の四 都道府県知事（保健所を設置する市にあつては、市長）は、養育のため病院又は診療所に収容することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療（以下「養育医療」といいう。）の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

第二十二条の九第二項中「都道府県又は保健所を設置する市」とあるのは、「都道府県」と読み替えるものとする。

養育医療の給付は、次のとおりとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他

の治療

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

養育医療の給付は、厚生大臣又は都道府県知事が次条の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局（以下「指定養育医療機関」といいう。）に委託して行うものとする。

第二十二条の六 指定養育医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、養育医療を担当しなければならない。

第二十二条の七 指定養育医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

第二十二条の八 都道府県知事は、前項に規定する診療方針及び診療報酬によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が定めるところによる。

第二十二条の九 都道府県知事は、前項に規定する診療方針及び診療報酬によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が定めるところによる。

第二十二条の十 都道府県知事は、

指定養育医療機関の診療内容及び

診療報酬の請求を隨時審査し、か

つ、指定養育医療機関が前条の規定によつて請求することができる

診療報酬の額を決定することがで

した医療機関については都道府県知事は、その指定を取り消すことができる。

厚生大臣又は都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に對して弁明の機会を与えないければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

は、あらかじめ、書面をもつて弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

は、厚生大臣の定めるところによればならない。

は、厚生大臣が定めるところによればならない。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

【森山欽司君登壇】

○森山欽司君登壇
たゞいま議題となりました衛生検査技師法案及び児童福祉法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果の大要を御報告申し上げます。

(号)外

まず衛生検査技師法案について申し上げますれば、医師の診断業務及び保健衛生上の危害防止のため重要な基礎資料を提供する衛生検査技術者につきましては、現在何ら身分上の法的規制がございませんので、新たに衛生検査技師の資格を定め、その資質の向上をはかるとともに、公衆衛生の向上に寄与しようとするのが、本法案提出の理由であります。

本案のおもなる内容といたしましては、第一に、衛生検査技師の定義として、都道府県知事の免許を受け、衛生検査技師の名称を用い、医師の指導監督のもとに細菌学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理組織学的検査、原虫・寄生虫学的検査その他の命令で定める検査を行うことを業とする者としたことであり、第二に、その免許は、厚生大臣の行う試験に合格した者等につき都道府県知事が与えること、第三に、その試験は、大学に入学することができるものであって、

厚生大臣の指定した養成所等において、二年以上衛生検査技師として必要な知識及び技能を修得した者等につき、厚生大臣が毎年少くとも一回行うこととしたこと等であります。

本案は、三月四日本委員会に付託せられ、昨五日提出者八田貞義君より提案理由の説明を聴取した後、審議に入りましたが、同日質疑を終了し、採決に入りましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしましたが、昨五日の委員会において質疑を終了、直ちに採決を行いましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたした次第であります。

次に、児童福祉法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本改正法案の第一は、身体の発育が未熟のまま生まれた乳児、すなわち未熟児に対する養育の制度を設けること

であります。わが国の未熟児の死亡が乳児死亡の三分の一を占める実情にかん

がみまして、その対策として、このた

び、家庭内で養育できる未熟児に対し

保健所職員による訪問指導を行うと

ともに、入院を必要とする未熟児に対し

ては養育に必要な医療の給付を行なうこ

ととし、貫徹した未熟児の養育対策を確立することとしたのであります。第一

二は、母子衛生に関する都道府県知事

の権限を保健所を設置する市の市長に移譲することとします。すなわち、児童福祉法に規定する母子手帳の交付、妊娠婦等に対する保健指導の実

施いたします。委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事助川良平より、行政の効率化と母子衛生の向上並びに増進をはかることとしたものであります。

本法案は、二月十五日本委員会に付託されまして、同十八日政府より提案理由の説明を聴取した後、審議に入りましたが、昨五日の委員会において質疑を終了、直ちに採決を行いましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたした次第であります。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案

開拓者資金金融通法の一部を改正する法律案

おける償還期間を十二年とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔助川良平君登壇〕

○助川良平君　ただいま議題となりました、内閣提出、開拓融資保証法の一部を改正する法律案並びに開拓者資金融通法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審議の経過及び結果について御報告申し上げます。

終戦直後緊急開拓によって始めたわれたわが国の開拓事業は、その後十年余を経た今日、入植農家十五万戸、その開墾面積約三十万町歩、生産額約三百億円に達し、国民経済の発展に大きな貢献をいたしておりますことは、御承知の通りであります。しかるに、これら開拓農家の実態は、その七割を占める十万余戸が、きわめて不利な自然的、經濟的条件のうちに入植したため、今もつて經營の基礎が不安定であり、灾害や經濟事情の変動に順応できず、過大な負債をかかえて苦難の道を歩んでいるのであります。このような実情にかんがみ、政府は、昨年開拓營農振興臨時措置法を制定して、不振開拓者の經營確立をはかるべく努めていますのであります。このような情勢に對応すべき一連の施策として、ただいま議題となりました兩法律案を提出し

て参ったのであります。すなわち、開拓融資保証法の一部を改正する法律案は、開拓者が必要とする肥料、飼料等の短期營農資金の融通を円滑かつ拡充するための措置として、中央開拓融資保証協会に対する政府の出資金を三千万円追加して、総額を三億一千万円にしようといふのであります。また、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案は、開拓者資金融通特別会計から開拓者に貸し付けられる中期營農資金のうち、開拓營農振興臨時措置法に基いて振興組合または組合員に対し貸し付ける資金の償還期限を八年から十二年に延期しようといふのであります。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案は去る一月二十九日、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案は二月十七日、それぞれ政府から提出され、その後、農林中央金庫理事長楠見義男君を参考人として招致し、開拓者に対する資金融通の取扱いに関する意見を聴取する等、審議に万全を尽しましたが、三月五日質疑を終了し、討論を省略して採決しましたところ、全会一致をもつて両案とも原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

以上をもつて御報告を終ります。

(拍手)

○議長(益谷秀次君)　両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君)　御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和二十八年度から昭和三十二年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案(内閣提出)

昭和二十八年度から昭和三十二年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案(内閣提出)

昭和二十八年度から昭和三十二年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案(内閣提出)

内閣總理大臣　岸　信介

右

内閣總理大臣　岸　信介

定める基準により、在院者を適当な級に分類して行うものとする。

(賞与金)
第四条 職業の補導を受けた者に対するは、法務省令の定めるところにより、賞与金を支えることができる。

(自己労作)
第五条 婦人補導院の長は、在院者が自己の収支において労作をすることを願い出たときは、これを実行することができる。

(給養)
第六条 在院者には、婦人にふさわしい一定の被服及び寝具を貸与し、並びに糧食及び飲料を給与する。

2 婦人補導院の長は、婦人補導院の規律上及び衛生上支障がないと認めるときは、被服、寝具、糧食又は飲料の自弁を許すことができる。

(健康診断)
第七条 婦人補導院の長は、婦人補導院の医師に、入院時及びその後少くとも一箇月に一回、在院者の健康診断を行わせるものとする。

2 前項の健康診断にあたつては、婦人補導院の医師は、その診断に必要な限度において、採血その他の医学的処置をとることができる。

(面会及び通信)
第八条 婦人補導院の長は、在院者の更生が妨げられ、又は婦人補導院の保安上支障が生ずると認める

とき、在院者の面会について、これを制限し、又は禁止し、及び通信について、その更生が妨げとなり、又は保安上の支障となる箇所を削除することができる。

(手当金)
第九条 婦人補導院の長は、在院者に足りる相当の理由がある場合でなければ、当該通信の内容を検査してはならない。

(臨時外出)
第十条 婦人補導院の長は、在院者に特別な理由がある場合において、補導上支障がないときは、在院者を臨時に外出させることができ。ただし、死亡の場合は、本人の遺族に支給手当金を与えることができる。

2 前項の手当金のうち、死亡の場合の手当金は、本人の遺族に支給し、その他の場合の手当金は、退院又は仮退院の際に本人に支給する。

(宿置)
第十三条 婦人補導院の長は、在院者が所持し、又は在院者にて送付された金銭、被服その他の物を領置して、これを安全に保管しないときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する物について、在院者が相当の処分をしないときは、これを売却してその代金を領置し、又は焼棄することができる。

3 前項の遺留金品は、死亡の日から一年以内に同項の請求がないときは、国庫に帰属する。

(賞)
第十一条 婦人補導院の長は、在院者が善行をし、その補導の成績を著しく向上し、又は一定の技能を修得した場合には、法務省令の定め得ることにより、賞を支えることができる。

2 前項ただし書に規定する物について、在院者が逃走したときは、婦人補導院の職員は、逃走後四十八時間内に限り、これを連れ戻すことができる。婦人補導院の職員による連戻しが困難である場合において、婦人補導院の長から連戻しについて援助を求められたときは、請求者にこれを交付するものとする。

(旅費及び衣類の給与)
第十六条 在院者が逃走したときは、婦人補導院の職員は、逃走後四十八時間内に限り、これを連れ戻すことができる。婦人補導院の職員による連戻しが困難である場合において、婦人補導院の長から連戻しについて援助を求められたときは、請求者にこれを交付するものとする。

(死亡者等の遺留金品)
第十九条 婦人補導院の長は、在院中に死亡した者の遺留金品について、その者の遺族から請求があつたときは、請求者にこれを交付するものとする。

2 前項の遺留金品は、死亡の日から一年以内に同項の請求がないときは、国庫に帰属する。

3 前項の場合は、逃走したときには、國庫に帰属する。

4 前項まで及び第二十七条第五項の規定を準用する。この場合にお

(手当金)

第十二条 在院者が職業の補導を受けるに際して、負傷し、又は疾病にかかる場合において、これによつて死亡したとき、身体に障害が残つたとき、又は退院時若しくは仮退院時までになおらないときは、法務省令の定めるところにより、手当金を与えることができる。

3 婦人補導院の長は、矯正職員、警察官その他の公務員に対し、必要な援助を求めることができる。

(子の保育)

第十七条 婦人補導院の長は、在院者の子で一歳に満たないものについて、やむを得ない理由があるときは、これを適当な保護者又は児童福祉施設に引き渡すまでの間、婦人補導院内で保育させることができる。

4 他の場合は、

よわせ、その他婦人補導院外で職業の補導を行うことができる。

3 婦人補導院の長は、矯正職員、警察官その他の公務員に対し、必要な援助を求めることができる。

(子の保育)

第十七条 婦人補導院の長は、在院者の子で一歳に満たないものについて、やむを得ない理由があるときは、これを適当な保護者又は児童福祉施設に引き渡すまでの間、婦人補導院内で保育させることができる。

4 他の場合は、

よわせ、その他婦人補導院外で職業の補導を行うことができる。

3 婦人補導院の長は、矯正職員、警察官その他の公務員に対し、必要な援助を求めることができる。

(子の保育)

第十七条 婦人補導院の長は、在院者の子で一歳に満たないものについて、やむを得ない理由があるときは、これを適当な保護者又は児童福祉施設に引き渡すまでの間、婦人補導院内で保育させることができる。

4 他の場合は、

よわせ、その他婦人補導院外で職業の補導を行うことができる。

3 婦人補導院の長は、矯正職員、警察官その他の公務員に対し、必要な援助を求めることができる。

(子の保育)

第十七条 婦人補導院の長は、在院者の子で一歳に満たないものについて、やむを得ない理由があるときは、これを適当な保護者又は児童福祉施設に引き渡すまでの間、婦人補導院内で保育させることができる。

4 他の場合は、

官 報 (号 外)

昭和三十三年三月六日 衆議院会議録第十三号 議長の報告

一一八

日本国とエティオピアとの間の友好
条約の締結について承認を求めるの
件

(議案撤回)

一、去る三日議員から次の議案を撤回
する旨の申出があつた。

衛生検査技師法案（福田昌子君外一
名提出、第二十四回国会衆法第六六
号）

病理細菌検査技師法案（八田貞義君
外二十二名提出、第二十六回国会衆
法第四一號）

(議案撤回通知)

一、次の議案は提出者から撤回の申出
があり、去る三日委員会においてこ
れを許可した旨参議院に通知した。
病理細菌検査技師法案（第二十六回国
会、八田貞義君外二十二名提出本
院継続審査）

衆議院会議録第十二号(その一)中

正誤	正誤	正誤
三五三九度予算外	度一般会計	度一般会計
二毛一一本の	本と	本と
タ五終り三弾道弾	弾道弾	弾道弾
二元二四わが國	わが國	わが國

明治三十五年第三種郵便物認可

定価一部十五円
(但し良質紙注二十円)
(配達料込)

発行所
大藏省印刷局
東京都新宿区市谷大村町一五
電話九段西二一三八
郵便